

さいたま市スポーツ少年団バスケットボール部会 加盟・登録及び懲罰細則

(目的)

第1条 この細則は、さいたま市スポーツ少年団バスケットボール部会規程第17条にもとづき、加盟・登録手続き及び懲罰などを定め、さらに埼玉県ミニバスケットボール連盟、さいたま市バスケットボール協会等の組織の加盟・登録を扱う唯一の組織とする。

(加盟・登録の定義及び条件)

第2条 さいたま市スポーツ少年団バスケットボール部会（以下「部会」という。）の加盟・登録の定義及び条件については、次に掲げるとおりとする。

- (1) 加盟とは、1チームが部会に届出て登記されることである。
- (2) 登録とは、競技者（プレイヤー）が部会に届出て登記されることである。
- (3) 1チームとは、次のとおりである。
 - ①競技者は、12歳以下の児童（小学生）及びジュニア（中学・高校学齢）を対象としていること。
 - ②児童（小学生）は、日本スポーツ少年団並びに日本バスケットボール協会及び埼玉県ミニバスケットボール連盟に加盟・登録していること。
 - ③ジュニア（中学・高校学齢）は、日本スポーツ少年団に登録していること。

(児童のチーム構成)

第3条 児童のチーム構成は次に掲げるとおりとする。

- (1) さいたま市内に居住又は在学を原則とする。
- (2) 単一学区での構成を原則とする。ただし、近隣にチームが存在しないことや人数が少ない等の正当な理由及び従来の経緯から一部重複に特に問題がない場合には、近隣チームへの登録も可能とする。近隣の目安としては中学校区とする。
- (3) 複数学区構成で、勝利至上主義による安易な強化としての側面があると判断された場合には、登録を認めず、是正処置がとられる。その判断と処置は部会の審査委員会（正副部長で構成）がする。
- (4) 小学校5校以上で構成されたチームは、全国大会の出場推薦は受けられない。ただし、ブロック大会・県大会には出場資格がある。

(加盟・登録の義務)

第4条 さいたま市において、ミニバスケットボール、ジュニアバスケットボール競技を行うチーム及び競技者は、この規定にもとづき、部会に加盟・登録しなければならない。

2 加盟・登録していないチーム及び競技者は、部会及びさいたま市バスケットボール協会が主催・主管又は運営する大会に原則として参加することができない。

(加盟チーム及び登録競技者の権利)

第5条 部会加盟チームは、大会規定等に示す範囲において次の権利を有する。

- (1) 登録機関の主催又は共催する大会、講習会等に参加できる権利
- (2) 部会の推薦により招待大会等に参加できる権利
- (3) 登録機関等の表彰、顕彰等を受ける権利

(加盟チームの義務)

第6条 加盟チームは、別に定める加盟料を納入し、部会の大会運営等に協力しなければならない。

(二重登録の禁止)

第7条 チーム加盟の競技者は、1人1チームとし二重登録は認めない。

(チーム加盟・競技者登録の手続き)

第8条 チームの加盟及び競技者の登録は、部会指定の期日までに加盟・登録の手続きを完了しなければならない。

(チーム加盟・競技者登録の変更)

第9条 チーム加盟及び競技者登録の変更については、次のとおりとする。

- (1) チームの追加加盟は、年度途中は認めない。ただし、期日以降に新たに結成されたチームは、部会長の判断で大会に参加することが認められることがある。ただし、市外の上位大会の出場資格は認めない。
- (2) 競技者の追加登録は、従前に一度も部会加盟チームに登録されたことのない競技者については登録を認める。ただし、登録機関の手続きを前提とする。
- (3) 移籍は市内同士及び市内と市外の移籍は基本的には認めない。ただし、次の条件で認めることがある。
 - ア 一家転住・転校等の合理的な理由で、なおかつ競技者が移籍を希望するとき、移籍先のチームは移籍申請(様式1)を部会に提出し、許可を得なければならない。
 - イ 特殊事情等で競技者が移籍を希望するときは、移籍先のチームは移籍前のチームと調整して部会に裁定の申請(様式2)をすることができる。
 - ウ イの裁定は部会の審査委員会で行い、最終結論は全てに拘束力を持つ。また、原則として移籍許可があった日から3ヶ月間は公式試合に出場することはできない。
- (4) 近隣にチームが存在しているにもかかわらず遠隔地のチームに所属している競技者(児童)は、自宅又は通学校近隣チームへの変更指導をすることがある。

(加盟・登録の取り消し)

第10条 加盟・登録されたチーム及び競技者は所定の手続きにより、年度途中にその取り消しが認められる。ただし、すでに納入された加盟料等は返還しない。

(児童の市外居住競技者)

第11条 児童は第3条第1号を原則とするが、経緯によってはやむなく市外居住競技者になった場合は、登録に際して事前に許可願(様式3)を提出して審査委員会から許可を得なければならない。

(懲罰)

第12条 部会は、チーム及びチーム指導者が次の各号の一つ以上に該当する場合は、審査委員会にて審議し、理事会の承認を得て懲罰する。懲罰は追放・出場停止・注意・その他をもって行う。

- (1) 部会規程及び本細則の定めに違反した場合
- (2) 指導・活動中に暴力(体罰)行為をした場合
- (3) 指導・活動中に言葉の暴力(能力や人権・人格を無視した言葉等)をした場合
- (4) その他前各号に準ずる行為を行った場合

(疑義、紛争の解決)

第13条 この細則に定めていない事項又は疑義、紛争が生じた場合は、部会理事会が処理する。

附則

この細則は、平成16年9月24日より施行する。

細則第6条の加盟費は、1チーム12,000円とする。

この細則は、平成22年4月2日より一部改正施行する。

この細則は、平成28年4月24日より一部改正施行する。